35　法第九十条の十二第四項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

36　法第九十条の十二第四項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

37　法第九十条の十二第四項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

第四十条の二第二十六項第二号中「百以上百五未満」を「百五以上百十未満」に、「平成二十七年度燃費基準達成車」を「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十五項中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に、「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第二十四項第二号中「百以上百五未満」を「百五以上百十未満」に、「平成二十七年度燃費基準達成車」を「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第二十三項中「第九十条の十二第三項第一号ハ」を「第九十条の十二第三項第一号ニ」に改め、同項第二十三号中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に、「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第二十二項中「第九十条の十二第三項第一号ロ」を「第九十条の十二第三項第一号ハ」に改め、同項第二号中「百以上百五未満」を「百以上百十未満」に、「平成二十七年度燃費基準達成車」を「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第二十一項中「又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車若しくは貨物自動車」を削り、同項第一号中「に掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニ」及び「それぞれ」を削り、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベル」を「平成三十二年度燃費基準達成レベル」に、「平成二十七年度燃費基準達成車」を「平成三十二年度燃費基準達成車」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十九項中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

24　法第九十条の十二第三項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の口に掲げる自動車については同表の口に掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

第四十条の二第二十項中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項第二号中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に、「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項第二号中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に、「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第九十条の十二第二項第一号ハ」を「第九十条の十二第二項第一号ニ」に改め、同項第二号中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第九十条の十二第二項第一号ロ」を「第九十条の十二第二項第一号ハ」に改め、同項第二号中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に、「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車若しくは貨物自動車」を削り、同項第一号中「に掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニ」及び「それぞれ」を削り、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベル」を「平成三十二年度燃費基準達成レベル」に、「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」を「平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　法第九十条の十二第二項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の口に掲げる自動車については同表の口に掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満であること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

第四十条の二第十三項第二号中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十四パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項第二号中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十一項第二号中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項中「第九十条の十二第一項第四号ロ」を「第九十条の十二第一項第四号ハ」に改め、同項第二号中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第九項とし、同条第八項中「第九十条の十二第二項第一号ロ」を「第九十条の十二第二項第一号ハ」に改め、同項第二号中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項中「第九十条の十二第二項第一号ハ」を「第九十条の十二第二項第一号ニ」に改め、同項第二号中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項中「第九十条の十二第二項第一号ニ」を「第九十条の十二第二項第一号ホ」に改め、同項第二号中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中「第九十条の十二第二項第一号ホ」を「第九十条の十二第二項第一号ヘ」に改め、同項第二号中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「第九十条の十二第二項第一号ヘ」を「第九十条の十二第二項第一号ト」に改め、同項第二号中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「第九十条の十二第二項第一号ト」を「第九十条の十二第二項第一号チ」に改め、同項第二号中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「第九十条の十二第二項第一号チ」を「第九十条の十二第二項第一号リ」に改め、同項第二号中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「第九十条の十二第二項第一号リ」を「第九十条の十二第二項第一号ヌ」に改め、同項第二号中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第一項とする。

9　法第九十条の十二第一項第四号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の口に掲げる自動車については同表の口に掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十五以上であること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準三十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

第四十条の二を第四十条の四とする。

第四十条の次に次の二条を加える。

（免税対象車等の範囲）

第四十条の二　施行令第五十一条の二第一項に規定する財務省令で定める揮発油自動車は、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。第四十条の四並びに第四十条の六第三項及び第四項において「細目告示」という。）第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同